

「治山林道必携（委託業務設計積算編）の一部改正について」新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="271 368 972 427">治 山 林 道 必 携</p> <p data-bbox="371 616 875 663">委託業務設計積算編</p> <p data-bbox="488 699 763 743"><u>(県運用事項等)</u></p> <p data-bbox="517 1185 730 1225"><u>令和3年7月</u></p> <p data-bbox="327 1347 927 1385">高知県林業振興・環境部 治山林道課</p>	<p data-bbox="1256 368 1957 427">治 山 林 道 必 携</p> <p data-bbox="1357 616 1861 663">委託業務設計積算編</p> <p data-bbox="1541 699 1682 743"><u>(追記)</u></p> <p data-bbox="1496 1185 1709 1225"><u>令和2年8月</u></p> <p data-bbox="1305 1347 1906 1385">高知県林業振興・環境部 治山林道課</p>

(削る)

森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領

森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務積算要領（以下、「要領」という。）の県運用事項等について下記のとおり定める。

## 1.地質調査業務に関する運用事項

### 1- (1) 土質ボーリング（オールコア）の積算について

2-1-1 市場単価が適用できる範囲 (削る)

(略)

### 1- (2)、1- (3)

(略)

### 1- (4) 地盤情報データベースに登録するための検定費について

要領 9-3 地盤情報データベースに登録するための検定費 (削る)

(略)

### 1- (5) 移動変形調査における標識観測歩掛について

要領 3-3 移動変形調査 (削る)

(略)

### 1- (6) 移動変形調査における地中伸縮計歩掛について

要領 3-3 移動変形調査 (削る)

(略)

### 1- (7)

(略)

### 1- (8) 地下水位調査（自記水位計）歩掛使用時の留意事項について

要領 3-4-1 地下水位調査（自記水位計） (削る)

(略)

(追記)

## 1.地質調査業務に関する運用事項

### 1- (1) 土質ボーリング（オールコア）の積算について

2-1-1 市場単価が適用できる範囲 <該当頁：P10>

(略)

### 1- (2)、1- (3)

(略)

### 1- (4) 地盤情報データベースに登録するための検定費について

9-3 地盤情報データベースに登録するための検定費 <該当頁：P29>

(略)

### 1- (5) 移動変形調査における標識観測歩掛について

3-3 移動変形調査 <該当頁：P38>

(略)

### 1- (6) 移動変形調査における地中伸縮計歩掛について

3-3 移動変形調査 <該当頁：P38>

(略)

### 1- (7)

(略)

### 1- (8) 地下水位調査（自記水位計）歩掛使用時の留意事項について

3-4-1 地下水位調査（自記水位計） <該当頁：P42>

(略)

1- (9) メモリーカード式地下水位計及び簡易揚水試験の歩掛について

要領 3-4 地下水調査 (削る)

(略)

1- (10)、1- (11)

(略)

2.測量業務に関する運用事項

2- (1) 技術管理費の積算方法について

要領 1-3-4 技術管理費の積算 (削る)

(略)

2- (2) 2車線林道の測量業務について

要領 第4 路線測量 (削る)

- ・2車線林道の測量業務においては、要領 第4 路線測量 4-1～4-8に記載されている歩掛により積算を行うこと。
- ・2車線林道の測量業務においては、要領 4-9 路線測量作業の変化率 (削る)に記載されている変化率を適用し、適切な補正を行うこと。

2- (3) 2車線林道横断測量における測量幅及び測点間隔について

要領 4-9 路線測量作業の変化率 (削る)

表 4-4 横断測量の測量幅及び測点間隔による変化率 (削る)

(略)

2- (4) 1車線林道測量における計画・準備について

要領 4-10-1 一車線林道計画・準備 (削る)

(略)

1- (9) メモリーカード式地下水位計及び簡易揚水試験の歩掛について

3-4 地下水調査 <該当頁：P42～>

(略)

1- (10)、1- (11)

(略)

2.測量業務に関する運用事項

2- (1) 技術管理費の積算方法について

1-3-4 技術管理費の積算 <該当頁：P85>

(略)

2- (2) 2車線林道の測量業務について

第4 路線測量 <該当頁：P108～>

- ・2車線林道の測量業務においては、第4 路線測量 4-1～4-8に記載されている歩掛により積算を行うこと。
- ・2車線林道の測量業務においては、4-9 路線測量作業の変化率 <該当頁：P115>に記載されている変化率を適用し、適切な補正を行うこと。

2- (3) 2車線林道横断測量における測量幅及び測点間隔について

4-9 路線測量作業の変化率 <該当頁：P115>

表 4-4 横断測量の測量幅及び測点間隔による変化率 <該当頁：P116>

(略)

2- (4) 1車線林道測量における計画・準備について

4-10-1 一車線林道計画・準備 <該当頁：P118>

(略)

## 2- (5) 保安林調査について

要領 5-3 保安林調査 (削る)

(略)

## 3.設計業務に関する運用事項

### 3- (1) 治山ダム予備設計の扱いについて

要領 2-1-1 治山ダム予備設計 (削る)

(略)

### 3- (2) 治山ダム実施設計歩掛について

要領 2-2 治山ダム設計B (削る)

- ・治山ダム実施設計においては、治山ダム設計Bを適用することとし、下記の区分を計上することとする。

治山ダム (透水性・遮水性) 実施設計及び治山ダム (透過型) 実施設計

職種区分	計上区分	備考
設計計画	—	
現地踏査	—	
基本事項検討	—	
施設設計	○	
数量計算	○	
照査	—	
設計説明書作成	○	

- ※1 本堤に副ダム等を設置する場合は、基数を 1.0 基から 1.5 基に割り増しする。  
副ダム等とは、洗掘防止工 (副ダム、側壁、水叩き、垂直壁) である。
- ※2 1 溪流に複数基の治山ダムを設置する場合は補正は行わず、基数を計上するものとする。2 基又は3 基の場合は、基数に上表の 1 基あたりの歩掛に補正值 0.8 を乗じるものとする。  
算出例 1 : 本堤 1 基と副ダム等を設計する場合は、1.5 基とし、補正值を乗じない。  
算出例 2 : 本堤 2 基と片方の本堤に副ダム等を設計する場合は、2.5 基とし、補正值を乗じる。

## 2- (5) 保安林調査について

5-3 保安林調査<該当頁:P136>

(略)

## 3.設計業務に関する運用事項

### 3- (1) 治山ダム予備設計の扱いについて

2-1-1 治山ダム予備設計<該当頁:P240>

(略)

### 3- (2) 治山ダム実施設計歩掛について

2-2 治山ダム設計B<該当頁:P241>

- ・治山ダム実施設計においては、治山ダム設計Bを適用することとし、下記の区分を計上することとする。

治山ダム (透水性・遮水性) 実施設計及び治山ダム (透過型) 実施設計

職種区分	計上区分	備考
設計計画	—	
現地踏査	—	
基本事項検討	—	
施設設計	○	
数量計算	○	
照査	—	
設計説明書作成	○	

- ※1 本堤に副ダム等を設置する場合は、基数を 1.0 基から 1.5 基に割り増しする。  
副ダム等とは、洗掘防止工 (副ダム、側壁、水叩き、垂直壁) である。
- ※2 1 溪流に複数基の治山ダムを設置する場合は補正は行わず、基数を計上するものとする。  
(新設)
- ※3 副ダム等のみの設計をする場合は、1.0 基とする。

※3 4基以上の治山ダムを設計する場合については、別途計上する。

※4 副ダム等のみの設計をする場合は、1.0基とする。

### 3- (3) 護岸工実施設計歩掛について

#### 要領 2-2 治山ダム設計B (削る)

- ・護岸工実施設計においては、下記の歩掛を計上することとする。
- ・設計説明書作成においては、要領 2-2 治山ダム設計Bを準用することとする。

ア、イ、ウ (略)

エ. 護岸工数量計算

(1基あたり)

職種 項目	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
数量計算					0.38	0.38

備考 1 護岸工の延長による補正は行わない。

### 3- (4) 流路工実施設計歩掛について

#### 要領 2-4 流路工実施設計 (削る)

(略)

### 3- (5) 山腹工設計図作成に係る補正について

#### 要領 3-3 山腹工設計歩掛 (削る)

(略)

### 3- (3) 護岸工実施設計歩掛について

#### 2-2 治山ダム設計B<該当頁:P241>

- ・護岸工実施設計においては、下記の歩掛を計上することとする。
- ・設計説明書作成においては、2-2 治山ダム設計Bを準用することとする。

ア、イ、ウ (略)

エ. 護岸工数量計算

(追記)

職種 項目	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
数量計算					0.38	0.38

備考 1 護岸工の延長による補正は行わない。

### 3- (4) 流路工実施設計歩掛について

#### 2-3 流路工実施設計<該当頁:P247>

(略)

### 3- (5) 山腹工設計図作成に係る補正について

#### 4 設計図作成<該当頁:P252>

(略)

3- (6)

		種別	新規	継続	計上単位	備考	
測 量 業 務	7-2 溪間工事 測量	(1)踏査選点	◎	◎	1km		
		(2)中心線測量	1 中心線測量	◎	◎	1km	
			2 簡易中心線測量	x	x	1km	
			3 中心線縦断測量	x	x	1km	
		(3)縦断測量	1 縦断測量	◎	◎	1km	
			2 簡易縦断測量	x	x	1km	
	(4)横断測量	1 横断測量	◎	◎	延長1km	護岸工、流路工の場合	
		2 簡易横断測量	x	x	延長1km		
	(5)構造物計画位置横断測量	◎	◎	1横断	治山ダム工の場合		
	(6)平面図作成	◎	x	1件			
	7-3 山腹工事 測量	(1)踏査選点	◎	◎	1ha		
		(2)山腹平面測量	1 山腹平面測量	◎	◎	1ha	
			2 簡易山腹平面測量	x	x	1ha	
		(3)山腹縦断測量	1 山腹縦断測量	◎	◎	100m	
			2 簡易山腹縦断測量	x	x	100m	
		(4)山腹横断測量	1 山腹横断測量	◎	◎	1横断	
	2 簡易山腹横断測量		x	x	1横断		
	(5)平面図作成	◎	x	1件			
	1-1 打合せ協議	◎	◎	1件			
設 計 業 務	2 溪間工 設計	2-1-1 治山ダム予備設計	x	x	1件	※適用しない	
		2-2-1-2-2 治山ダム実施設計	◎	◎	1件	※県運用事項3-(2)参照	
		2-4-1 流路工実施設計	x	x	1件	※適用しない	
		県運用3-(3) 護岸工	ア設計計画	x	x	1件	※県独自歩掛
			イ安定計算	○	○	1件	※県独自歩掛
			ウ構造図	◎	◎	100m	※県独自歩掛
			エ数量計算	◎	◎	1基	※県独自歩掛
	県運用3-(4) 流路工(帯工)	ア構造図	◎	◎	100m	※県独自歩掛	
	1 現地調査	x	x	1件			
	2 基本事項の決定	x	x	1件			
	3-3 山腹工 設計	3 設計計算	ア設計計画	x	x	1件	
			イ安定計算	○	○	1件	
		4 設計図作成	ア平面図等(工種配置図等)	○	○	※1ha	※面積補正の県運用有り
			イ構造図	◎	◎	※1ha	※面積補正の県運用有り
ウ数量計算			◎	◎	※1ha	※面積補正の県運用有り	
5 設計説明書等	ア照査	x	x	1件			
	イ報告書作成	◎	◎	1件			
1-1 打合せ協議	x	x	1件				

以下 (略)

3- (6)

		種別	新規	継続	計上単位	備考	
測 量 業 務	7-2 溪間工事 測量	(1)踏査選点	◎	◎	1km		
		(2)中心線測量	1 中心線測量	◎	◎	1km	
			2 簡易中心線測量	x	x	1km	
			3 中心線縦断測量	x	x	1km	
		(3)縦断測量	1 縦断測量	◎	◎	1km	
			2 簡易縦断測量	x	x	1km	
	(4)横断測量	1 横断測量	◎	◎	延長1km	護岸工、流路工の場合	
		2 簡易横断測量	x	x	延長1km		
	(5)構造物計画位置横断測量	◎	◎	1横断	治山ダム工の場合		
	(6)平面図作成	◎	x	1件			
	7-3 山腹工事 測量	(1)踏査選点	◎	◎	1ha		
		(2)山腹平面測量	1 山腹平面測量	◎	◎	1ha	
			2 簡易山腹平面測量	x	x	1ha	
		(3)山腹縦断測量	1 山腹縦断測量	◎	◎	100m	
			2 簡易山腹縦断測量	x	x	100m	
		(4)山腹横断測量	1 山腹横断測量	◎	◎	1横断	
	2 簡易山腹横断測量		x	x	1横断		
	(5)平面図作成	◎	x	1件			
	1-1 打合せ協議	◎	◎	1件			
設 計 業 務	2 溪間工 設計	2-1-1 治山ダム予備設計	x	x	1件	※適用しない	
		2-2-1-2-2 治山ダム実施設計	◎	◎	1件	※県運用事項3-(2)参照	
		2-4-1 流路工実施設計	x	x	1件	※適用しない	
		県運用3-(3) 護岸工	ア設計計画	x	x	1件	※県独自歩掛
			イ安定計算	○	○	1件	※県独自歩掛
			ウ構造図	◎	◎	100m	※県独自歩掛
			(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)
	県運用3-(4) 流路工(帯工)	ア構造図	◎	◎	100m	※県独自歩掛	
	1 現地調査	x	x	1件			
	2 基本事項の決定	x	x	1件			
	3-3 山腹工 設計	3 設計計算	ア設計計画	x	x	1件	
			イ安定計算	○	○	1件	
		4 設計図作成	ア平面図等(工種配置図等)	○	○	※1ha	※面積補正の県運用有り
			イ構造図	◎	◎	※1ha	※面積補正の県運用有り
ウ数量計算			◎	◎	※1ha	※面積補正の県運用有り	
5 設計説明書等	ア照査	x	x	1件			
	イ報告書作成	◎	◎	1件			
1-1 打合せ協議	x	x	1件				

以下 (略)

### 3- (7) 林道設計における予備設計の扱いについて

#### 要領 5-1 予備設計 (削る)

(略)

### 3- (8) 2車線林道の実施設計について

#### 要領 5-2-4 林道設計 (実施設計) (削る)

- ・ 要領 5-2-2 全体補正においては、各種補正率を乗じ、算出することとする。  
(3位四捨五入2位止)
- ・ 要領 5-2-4 林道設計 (実施設計) は2車線林道の実施設計に適用することとする。  
(略)

### 3- (9) 2車線林道実施設計における構造物設計について

#### 要領第6 一般構造物設計 (削る)

- ・ 2車線林道設計業務において構造物 (擁壁、補強土壁、大型ブロック等) を設計する必要がある場合は、要領第6 一般構造物設計の歩掛を適用することとする。
- ・ 一般構造物設計歩掛は1車線林道には適用しないこととする。

### 3- (10) 2車線林道の実施設計に係る報告書作成費について

#### 要領 5-2-4 林道設計 (実施設計) (削る)

- ・ 2車線林道の実施設計に係る報告書作成費は、要領 5-3-4 成果品 (設計説明書作成) により計上することとする。

### 3- (11) 1車線林道設計歩掛における1級林道割増について

#### 要領 5-3 一車線林道設計 (削る)

(略)

### 3- (12) 1車線林道設計における線形計画・現地調査・線形決定について

#### 要領 5-3-1 線形計画・現地調査・線形決定 (削る)

(略)

### 3- (7) 林道設計における予備設計の扱いについて

#### 5-1 予備設計 <該当頁: P264>

(略)

### 3- (8) 2車線林道の実施設計について

#### 5-2-4 林道設計 (実施設計) <該当頁: P268・P270>

- ・ 5-2-2 全体補正においては、各種補正率を乗じ、算出することとする。  
(3位四捨五入2位止)
- ・ 5-2-4 林道設計 (実施設計) は2車線林道の実施設計に適用することとする。  
(略)

### 3- (9) 2車線林道実施設計における構造物設計について

#### 第6 一般構造物設計 <該当頁: P273~>

- ・ 2車線林道設計業務において構造物 (擁壁、補強土壁、大型ブロック等) を設計する必要がある場合は、第6 一般構造物設計 <該当頁: P273~> の歩掛を適用することとする。
- ・ 一般構造物設計歩掛は1車線林道には適用しないこととする。

### 3- (10) 2車線林道の実施設計に係る報告書作成費について

#### 5-2-4 林道設計 (実施設計) <該当頁: P270>

- ・ 2車線林道の実施設計に係る報告書作成費は、5-3-4 成果品 (設計説明書作成) により計上することとする。

### 3- (11) 1車線林道設計歩掛における1級林道割増について

#### 5-3 一車線林道設計 <該当頁: P272>

(略)

### 3- (12) 1車線林道設計における線形計画・現地調査・線形決定について

#### 5-3-1 線形計画・現地調査・線形決定 <該当頁: P272>

(略)



3- (13) 紙媒体の図面から電子図面を作成する場合の歩掛軽減について

要領 5-2-4 林道設計 (実施設計) 及び要領 5-3-2 実施設計 (削る)

- ・紙媒体の図面から電子図面を作成する場合、要領 1-5 適用に当たっての留意事項-1 及び、要領 2-3-11 標準歩掛の補正の2を適用し、実施設計歩掛を20%以内の範囲内で軽減すること。

3- (14) 成果品 (設計説明書作成) の作業内容について

要領 5-3-4 成果品 (設計説明書作成) (削る)

(略)

3- (15) 一般構造物設計における予備設計の扱いについて

要領 6-1-1 予備設計 (削る)

(略)

4. 計画作成等業務に関する運用事項

4- (1) 治山施設点検業務について

要領 第4章 治山施設点検業務 (削る)

- ・治山施設点検業務については適用しないこととする。
- ・治山施設点検業務の歩掛については、本県が独自に定めた治山施設点検調査委託業務標準歩掛を適用すること。

4- (2) 林道橋定期点検業務について

要領 第5章 林道橋定期点検業務 (削る)

- ・林道橋定期点検業務については適用しないこととする。
- ・林道橋定期点検業務については、本県が独自に定めた林道橋定期点検業務 (簡易版) 積算資料 (高知県版) 及び林道橋定期点検業務 (簡易版・2巡目以降) 積算資料 (高知県版)を適用すること。

3- (13) 紙媒体の図面から電子図面を作成する場合の歩掛軽減について

5-2-4 林道設計 (実施設計) 及び5-3-2 実施設計<該当頁:P270>

- ・紙媒体の図面から電子図面を作成する場合、第4部設計業務1-5 適用に当たっての留意事項-1及び、第5部計画作成等業務第3章林道関係事業計画作成等業務標準歩掛2-3-11-2を適用し、実施設計歩掛を20%以内の範囲内で軽減すること。

3- (14) 成果品 (設計説明書作成) の作業内容について

5-3-4 成果品 (設計説明書作成) <該当頁:P272>

(略)

3- (15) 一般構造物設計における予備設計の扱いについて

6-1-1 予備設計<該当頁:P273>

(略)

4. 計画作成等業務に関する運用事項

4- (1) 治山施設点検業務 (参考歩掛) について

第4章 治山施設点検業務 (参考歩掛) <該当頁:P369>

- ・治山施設点検業務 (参考歩掛) については適用しないこととする。
- ・治山施設点検業務の歩掛については、本県が独自に定めた治山施設点検調査委託業務標準歩掛を適用すること。

4- (2) 林道橋定期点検業務について

第5章 林道橋定期点検業務<該当頁:P373>

- ・林道橋定期点検業務については適用しないこととする。
- ・林道橋定期点検業務については、本県が独自に定めた林道橋定期点検業務 (簡易型) 積算資料を適用すること。

## 5. その他運用事項・例規等

### 5- (1) ～ 5- (7)

(略)

### 5- (8) 交通費の算定について

(略)

1)

(略)

2) (一部略)

注-5) 日々通勤日数算定算定はパーティのうち

測量業務は測量技師補

調査業務は主任調査員 (※観測業務は観測の最大日数とする)

設計業務 (解析等調査、設計業務) は技師B

が (削る) 運転するものとし、それぞれの外業日数とし業務別に積上げる。

(端数切上)

3) 旅費交通費の計上方法

基地～現場までの往復距離が 60km 以上の箇所のみ基地～現場までの旅費交通費を計上する。

なお、離島等については、別途船賃等を計上すること。

基地～現場までの往復距離は整数止め (整数以下切捨て) とする。

### 5- (9) ～ 5- (12)

(略)

### 5- (13) 治山林道事業における電子納品運用に関するガイドライン(案)の取扱いについて

(削る)

参考) 電子納品運用に関するアドレス :

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030601/dennsinouhin.html>

## 5. その他運用事項・例規等

### 5- (1) ～ 5- (7)

(略)

### 5- (8) 交通費の算定について

(略)

1)

(略)

2) (一部略)

注-5) 日々通勤日数算定算定はパーティのうち

測量業務は測量技師補

調査業務は主任調査員 (※観測業務は観測の最大日数とする)

設計業務 (解析等調査、設計業務) は技師B

が 連絡者を 運転するものとし、それぞれの外業日数とし業務別に積上る。

(端数切上)

3) 旅費交通費 距離の計上 (端数処理等の方法)

(追記)

基地～現場までの往復距離は整数止め (整数以下切捨て) とする。

### 5- (9) ～ 5- (12)

(略)

### 5- (13) 治山林道事業における電子納品運用に関するガイドライン(案)の取扱いについて

(21 高治林第 1177 号 平成 22 年 3 月 23 日通知)

参考) 電子納品運用に関するアドレス :

<http://cms.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030601/kousyutaikei.html>

### 5- (14) 電子成果品作成費の計上区分について

・電子成果品作成費の計上区分については下記を標準とする。

業務	電子成果品作成費の計上区分					備考
	地質調査 業務	測量 業務	設計 業務 (実施又 は予備)	設計 業務 (その 他)	解析 業務	
地質調査委託業務（地すべり調査を除く）	○					
地すべり調査委託業務	△		△	○	△	※2参照
治山測量設計委託業務		△	○			※3参照
林道測量設計委託業務		△	○			※3参照
治山全体計画委託業務				○		
林道全体計画委託業務				○		
用地測量委託業務		○				

○・・・計上する

△・・・必要に応じて計上する

※1 上表は各業務の標準的な成果品区分を表したものであり、各業務の内容に応じて電子成果品作成費を計上すること。

※2 継続観測のみの場合を含む。

※3 治山・林道測量設計委託業務については原則、設計業務のみ電子成果品作成費を計上すること。

なお、業務内容として基準点測量、用地測量、深淺測量、汀線測量を実施する場合は、測量業務においても電子成果品作成費を計上すること。

### 5- (15)

(略)

### 5- (14) 電子成果品作成費の計上区分について

・電子成果品作成費の計上区分については下記を標準とする。

業務	適用する電子成果品作成費				備考
	地質調査 業務	測量 業務	設計 業務 (実施又 は予備)	設計 業務 (その 他)	
地質調査委託業務（地すべり調査を除く）	○				
地すべり調査委託業務				○	※2参照
治山測量設計委託業務		△	○		※3参照
林道測量設計委託業務		△	○		※3参照
治山全体計画委託業務				○	
林道全体計画委託業務				○	
用地測量委託業務		○			

○・・・計上する

△・・・必要に応じて計上する

※1 上表は各業務の標準的な成果品区分を表したものであり、各業務の内容に応じて電子成果品作成費を計上すること。

※2 継続観測のみの場合を含む。

※3 治山・林道測量設計委託業務については原則、設計業務のみ電子成果品作成費を計上すること。

なお、業務内容として基準点測量、用地測量、深淺測量、汀線測量を実施する場合は、測量業務においても電子成果品作成費を計上すること。

### 5- (15)

(略)